

考えてみませんか 障がいのこと 共に生きる社会のこと

障がいがあるために日常生活で配慮を必要とする人たちがいます。その人たちの中には見た目には分かりにくい障がいのために誤解を受けたりする人もいます。私たち一人一人が気付き、マナーや思いやりを持つことで、誰もが過ごしやすい社会にしていきたいと思います。

12月3日～9日は障害者週間

福祉課福祉係
☎ 63-1406 FAX 62-2881

ハートフルパス制度を知っていますか？

ハートフルパスとは障がい者や高齢者、妊産婦など歩行が困難と認められる人に対して、熊本県が交付している県内共通の利用証です。

ハートフルパスを使用することで、「障がい者用駐車場」と表示のある公共施設や店舗などの民間施設に設置された障がい者用駐車場を利用することができます。

車内のルームミラーにかけて使ってください。▶



障がい者専用駐車場は、歩行が困難なため、車の乗り降りの際に、車のドアを全開にしなければならない人のためのスペースです。必要な人が必要な時に利用できるよう、安易な使用は控え、みんなが楽しく出かけられる「優しいまちづくり」を進めていきましょう。



▲「障がい者用駐車場」の案内表示がある駐車場ではハートフルパスが使えます。

このマーク、どこかで見かけたことありませんか？

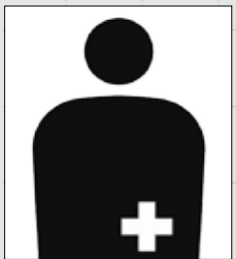
私たちの周りには、障がい者に配慮した施設であることやそれぞれの障がいについて分かりやすく示すためのさまざまな種類のマークがあります。今回はその一部を紹介します。

【耳マーク】



聞こえが不自由なことを表すマークです。聴覚障がい者からこのマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解して、コミュニケーション方法の配慮をお願いします。

【オストメイトマーク】



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）に対応したトイレを表すマークです。市内では市役所・文化センター・体育センター・バスセンターの4箇所に設置されています。

【ほじょ犬マーク】



身体障がい者の補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の同伴を啓発するマークです。補助犬がハーネス（胴輪）をつけている時は仕事ですので、触ったり、声をかけたりしないでください。

【ハート・プラスマーク】



身体内部（心臓、呼吸機能など）に障がいがある人を表すマークです。このマークを身につけている人を見かけたら、「優先席を譲る」「近くでの電話を控える」などの配慮をお願いします。

荒尾市農業委員会だより

農業委員会事務局
☎ 63-1459

農業委員会では、荒れた農地をなくしたり、農業に関わって頑張っている人を支えて安心安全な食材を提供したりするお手伝いをしています。また、農地についての相談窓口でもあります。農業委員会の取り組みや農業と農地についての情報などを「農業委員会だより」として、広報あらかや市ホームページでお伝えしていきます。

農業委員選挙人名簿作成の申請を忘れずに

平成26年は農業委員会委員一般選挙の年です。平成26年1月1日現在で農業をしている人の申請に基づいて「農業委員会委員選挙人名簿」を作成します。選挙権がある人は申請してください。

●**選挙権がある人** 本市に住んでいる、平成6年4月1日以前に生まれた人で、10アール以上の農地を耕作している人とその同居の親族や配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

●**申請方法** 農家台帳に載っている世帯には、行政協力員が申請書を配付します。現在も農業をしている人は、記入して返信用封筒で切手を貼らずに郵送してください。今年から農業を行い、新たに申請する人は、申請書を行政協力員か農業委員会事務局で受け取ってください。

●**申請期限** 1月10日（金）必着
●**提出方法** 同封の返信用封筒で農業委員会に提出してください。
※申請期限が年始ですので、忘れず提出してください。



耕作放棄地解消で表彰

ことし2月、荒尾市農業委員会は、県内で最も多い42haの耕作放棄地を解消し、熊本県農業会議より表彰を受けました。

今後により多くの耕作放棄地の解消に向け、取り組んでいきますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。



▶耕作放棄地の解消に成功したオリーブ園

あなたの土地は農地ではありませんか

農地に家を建てたり、駐車場などに使ったり、別の目的で使うことを農地転用といいます。農地は、自分の土地であっても自由に転用することはできません。土地によって基準があり、転用できるものが限られている場合があります。納税通知書の課税地目（毎年5月ごろ送付されます）や登記簿謄本の登記地目などをご確認ください。

農地取得の下限面積が30アールに

ことし4月から、農地を取得する場合の下限面積が50アールから30

アールに引き下げられました。農地の売買・贈与・貸借には農業委員会の許可が必要です。

●**許可にあたっての要件**

- ①耕作面積が30アール以上になること
 - ②農作業に常時従事すること
 - ③耕作に必要な機械や従事者が確保できること
 - ④周辺の農業に支障がないこと
- ※その他にも要件があります。

荒れている農地ありませんか？

「先祖から受けついで農地を持っていて管理ができない」など、農地が荒れて困っている人はいませんか？

市農業委員会では、「農地貸借カード」を導入しています。農地を借りたい人、貸したい人はご利用ください。

●設置場所

- JAたまな荒尾市総合支所
- JAたまな荒尾支所
- 市役所農業委員会事務局

農地を相続したら届出が必要です

農地を持っていた人が亡くなって農地を相続した人は、農業委員会への届出が必要です。届出について、詳しくはお問い合わせください。

